

# 平成23年塩尻市議会6月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成23年6月15日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、4款衛生費

請願6月第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

陳情6月第2号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情

### その他

- 1 メガソーラー建設候補地の提案について
- 2 平成23年度地方税法改正法案に係る法的手当て

### 出席委員

委員長	青柳	充茂	君	副委員長	古畑	秀夫	君
委員	務台	昭	君	委員	牧野	直樹	君
委員	金田	興一	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した議員

請願紹介議員 金子 勝寿 君

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 説明のため出席した参考人

請願者 郵便局株式会社 平沢郵便局局長 手塚 公明 君

## 議会事務局職員

事務局次長 小松 俊夫 君 庶務係長 小澤 真由美 君

午前10時00分 開会

**委員長** それでは、ただいまから6月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いします。

### 理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。お忙しいところ委員会を開催をいただきましてありがとうございます。本日、日程については市税条例の一部を改正する条例ほか、御審議をいただくことになっております。どうぞよろしく御審査をいただきたいと思います。お願いをいたします。

**委員長** それでは期も改まって新しい職員の皆さんもおられるということで、前回、臨時会の時にちょっとやっておりますから、きょうはもっと係長さんいろいろお見えですから自己紹介を職員の皆さんからお願いいたします。議員のほうはいいですね、それだけさせていただきます。では、どうぞ。

### 〔職員自己紹介〕

**委員長** 以上ですか。それでは、全員の皆さんそろってよろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、ここで直接これから議案の審査に関係のない職員の皆さんの御退席を御案内しますからどうぞ退席されてください。

では進めます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりですが、補足の説明を副委員長よりいたします。

**副委員長** 議案審査終了後、できれば大体午前中には終わると思いますので、終わりました後、事前にお知らせしてありますけれども、松本西部広域の松本クリーンセンターと朝日村の最終処分場の見学を、視察をしたいという予定にしております。午前中に終わりましたら13時10分に市役所玄関南玄関口へ来ていただきたいと思います。それから服装はそのままの、このままの服装で結構でございます。

それから終了後、懇親会は17時45分、あさひ館ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**委員長** ありがとうございました。それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

### 議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**税務課長** それでは議案第1号につきまして、議案関係資料により御説明申し上げます。関係資料の1ページをお開きいただきたいと思います。1番提案理由にございますが、このたびの東日本大震災に対応いたしまして、いわゆる震災特例法の施行や地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2、その概要であります、ここで言う東日本大震災は3つの災害を包括しております。1つ目は平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震、2つ目はこれに伴いまして、原子力発電所の事故によるこの災害。そして3つ目といたしまして、3月12日に発生をいたしました長野県北部地震による災害、これも含まれるものということにされております。これら災害によりまして、甚大な被害を受けられました被災者であるところの個人市民税納税者の方々の税の負担の軽減を図るために、新たに特例に関する規定といたしまして、2条を条例に加えるものでございます。

1つ目といたしましては、雑損控除の特例です。まず、この雑損控除という制度につきまして、少し御説明したいと思っておりますけれども、震災、風水害、火災などのいわゆる災害や盗難などによりまして生活用の資産などに損害を受けた場合、その損失の金額が一定金額以上ある場合に所得控除といたしまして、損失が発生した年分の所得から差し引けるという制度が雑損控除という制度になっております。したがって本来であれば、これら災害の発生は本年3月でございますので、国税であるところの所得税であれば平成23年度分、本市の個人市民税であれば平成24年度の個人市民税からの控除適用となるべきところでございますけれども、その被害が多大であるということも含めまして、納税者の方が選択をされ申告をするということを前提といたしまして、さかのぼりまして国税である所得税では平成22年分、住民税では平成23年度の個人市民税から控除ができるというふうに規定をし、公布の日から施行するものでございます。

また、この規定に関連いたしまして、本市条例ではなく地方税法、法律の改正の中で平成22年分、1年では控除しきれない、そういう損失額があった場合でございますが、翌年以降に持ち越せるいわゆる繰り越しの期間、本来は3年でございますけれども、これを5年に延長するという法の改正がされております。

2つ目といたしましては、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例です。いわゆる住宅ローン税額控除、この適用を受けておりました住宅が、これら災害によりまして居住の用に供することができなくなった場合、いわゆる地震による倒壊、あるいは津波、火災によりまして全壊等した場合ですが、控除対象期間というものがございます。これは、いわゆる居住をした年に応じまして、10年ないし15年というふうに定められておるわけですが、この控除対象期間の残りの期間につきまして、引き続き税額控除を適用できるということにしております。この規定につきましては、平成24年1月1日から施行するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2、3ページをごらんいただきたいと思っております。具体的な条文につきまして、もう少し詳しく御説明いたします。2ページの26条第1項につきましては、先ほど御説明しました雑損控除、これについてその発生が平成22年において生じたものとして適用できるという形の措置をしてございます。条文後段、この場合において以下につきましては、本来の適用期間である平成23年度での二重の控除はできませんよという除外の規定をしてございます。

第2項、これら災害による損失が今後、いわゆる今後というのは余震等でございますけれども、発生し得る状態にあることから、平成24年以降の年において損失が生じた場合に適用することができるという規定でございます。

3項につきましては、生計を一にする扶養親族の収入が、いわゆる何らかの原因で増加いたしまして、扶養対象の親族となくなつた場合でありまして、当初、平成22年分として申告をした場合、その納税者に対してのみ繰り越しが適用できるという規定でございます。

4項につきましては、前段の2項と同様に生計を一にする扶養親族が有する資産について、平成24年以降発生した損失を想定してございます。

最後の5項でございますが、現時点では、既に提出されています平成23年度分の住民税の申告、あるいは国税であれば平成22年分の確定申告、これらについては申告書に記載がまだされていないわけでございますけれども、今後提出された場合、やむを得ない理由があるというふうに市長が認める場合によりまして、適用が可能であるという規定でございます。

一番下の27条につきましては、内容は先ほど御説明したとおりでございますまして、4ページごらんいただくとおり読みかえの規定という形での形式となっておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。以上です。

**委員長** それでは質疑を行います。委員より質問はありますか。

**柴田博委員** 雑損控除のほうですけども、その損失額というのは、どのように認定されるわけですか。

**税務課長** 大きく分けると2つのグループがございます。いわゆる直接被害をこうむったグループ、それともう1つは関連費用という形で、例えば撤去をした時ですね、そういった費用です。基本的には、これは、いわゆる登記の建物の場合ですと、減価償却というのがございますので、建てた後、経年によりまして、いわゆる価格が降下します。これについては、いわゆる広範囲にわたるという中で、通常であれば領収書等の関係になってくるのですが、今回は特例といたしまして簡易な方法で、経年の年数とかですね、木造、非木造の構造に応じて積算できるというような対応をさせていただきます。それとあともう1点は、その金額から保険等で補てんされた分を差し引いた残りが、損失額という考え方でございます。以上です。

**柴田博委員** それは申請しようとする本人が、そういう算定をするということなんですか。

**税務課長** あくまで先ほど申し上げたとおり、確定申告あるいは住民税の申告によりましての控除ですので、その計算式については御本人の計算という形になってまいります。

**柴田博委員** あと、当塩尻市にとっては、あまり直接の関係はないような感じがするんですが、実際にはどうなんでしょうか。

**税務課長** 現時点におきまして、該当者は一人もおりません。ただし、先ほど申し上げたとおり今後の余震等で発生し得るというケースもあります。そうしますとですね、いわゆる塩尻にお住まいで、うちに課税権のある方が転出等によって、あちらへ行かれたという方が実はお一人おいでになります。1月1日時点では塩尻であったけれども、震災発生の3月11日までの間に被災5県等に転出をされた方がお一人おいでになります。

**委員長** 一人。

**税務課長** はい。いわゆるこの方については、今後、可能性としては、いわゆる資産をお持ちであればというケースが発生し得るというふうに考えておりますし、ローン控除につきましては、先ほど言ったように今後残った期間を引き続きですので、市に転入をしてきて市の納税者となられた場合というのは、当然、被災家屋をお持ちであればですね、ローン控除の対象額というのは、今後発生し得るというふうに考えています。

**柴田博委員** 一番初めの説明で、長野県北部地震の関係も適用されるというふうに説明されたんですけども、それはどこが法律の中に書かれているわけですか。

**税務課長** 今回の法律について、前段の2つについては明記がされております。後段の北部地震につきましては、長野県のほうからですね、総務省確認済みということで通知が、通知というか確認をとっておりますので、

間違いなく総務省の中の確認をした上で対象になりますよと、こういう通知が手元にまいてあります。

**柴田博委員** それは、関係するところにはどういうふうに周知徹底されるわけですか。そういうことができますよっていう、普通の人は知らないと思うんですけど。

**税務課長** 国税、通常ですと住民税だけの申告というのは、あまり考えづらいところございまして、いわゆる所得税も当然対象になってくるということで、そうしますと国税庁のホームページとかですね、市の広報等というような形でのPRをするような通知がまいてありますので、そういう対応をしてみたいというふうに考えています。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

ないようですので、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**委員長** 議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、引き続き10、11ページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。提案理由でございますが、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。地方税法第423条第3項の内容につきましては、当該市町村の住民、あるいは市町村税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得まして、市町村長が選任するという内容でございます。

概要でございますが、委員3人のうち上野敏勝氏が平成23年6月30日に任期満了となることに伴い、再び同氏を適任者と認め選任しようとするものです。上野氏の経歴につきましては、11ページの内容でございますが、住所は大門七区の67歳で現在無職です。任期は3年でございます。以上、よろしくをお願いいたします。

**委員長** 質疑を行います。委員より質問はありますか。

**金田興一委員** お恥ずかしいんですが、固定資産評価審査委員の職務の内容というのをちょっと教えてほしいのですが。

**人事課長** 職務の内容につきましては、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するというものでございますのでお願いします。

**委員長** よろしいですか。

**金田興一委員** いいです。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

ないようですので、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認めます。議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

**議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出1款議会費、  
2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く) 4款衛生費**

**委員長** 議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く) 4款衛生費を議題といたします。説明を求めます。

**議会事務局長** 議案のほうをごらんをいただきたいと思います。こちらの11、12ページからお願いいたします。議会費でございまして、議会費中4節の共済費におきまして17万9,000円の補正増をお願いしたいものでございます。内訳といたしましては、特別給与費のうち議員共済給付費負担金につきまして、その不足分の補正をお願いをいたしたいものでございます。以上です。

**人事課長** 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費の職員支援事務諸経費普通旅費82万6,000円の内容でございますが、東日本大震災に関する被災地支援活動の出張旅費で、4月以降の活動としましては、岩手県陸前高田市2名と福島県郡山市につきましては、今後の予定も含めまして7月末まで13名分の旅費でございます。

続きまして12目職員研修費9節旅費、職員研修諸経費153万7,000円でございますが、経済産業省関東経済産業局への行政実務研修派遣による旅費及び派遣期間中の出張旅費の補正でございます。以上です。

**健康づくり課長** 続きまして13、14ページをお開きいただきたいと思います。中ほど4款衛生費1項保健衛生費3目保健対策費の関係でございます。14ページの説明欄のほうをお願いいたします。健康増進事業のうちヘルスアップ推進事業委託料60万円でございます。ヘルスアップ推進事業の内容を若干御説明させていただきたいと思います。この事業につきましては、市ヘルスアップ委員会の活動費に充てる内容でございまして、ヘルスアップ委員につきましては、各地区で健康づくりの普及活動等を行っていただいております。現在、委員の所属280名ほどおります。ヘルスアップ委員、一般には保健補導員と呼ばれている皆さんでございまして、健康セミナー、あるいは研修会の参加、健康づくりの普及活動を各地区も含めましてお願いしてきておるものでございます。今回、この委員会の活動に際しまして、オリジナルの手ぬぐいを使いました手ぬぐい体操、あるいはオリジナルの健康かるた等を子供たちとしまして、各地域で健康づくりの推進を行っているわけですが、県の元気づくり支援金の関係につきまして、この活動の手ぬぐい用の手ぬぐいの作製、あるいは健康かるたの作製につきまして支援金の対象となったものでございまして、後ほど財政課長のほうから歳入の関係で御説明申し上げますが、歳入につきましても同額の60万円を計上いたしまして、お願いするものでございます。以上です。

**財政課長** それでは歳入全般について御説明をさせていただきます。ページ戻りまして、7、8ページをごらんください。国庫負担金中、母子生活支援施設措置費等負担金21万5,000円につきましては、助産施設での出産措置費にかかる負担金を補正するものでございまして、この国の負担率は4分の2でございます。この1つ飛んで下に、これに対する県の負担金10万8,000円がございまして、県の負担率は4分の1でございます。

上のほうに戻りまして、国庫補助金中、高等技能訓練補助金 384万4,000円につきましては、母子家庭高等職業訓練促進費支給事業、この申請者の増に伴い補正するものでございまして、国の補助率は4分の3でございます。

1つ飛びまして、地域発元気づくり支援金（市民交流センター交流企画事業）90万1,000円、これにつきましては、県の元気づくり支援金に申請をした2つの事業、サイエンス教室、それと学生交流アートショップ事業、これが歳出のほうでは当初予算でみてございます。ただ財源につきましては、一応県の地域発元気づくり支援金のほうの申請をしております、つくかわからないものですから、ついた時点で歳入のほうは補正をさせていただくということでございまして、この2つの事業が採択されたことによりまして歳入のほうだけ補正をさせていただいたものでございます。なお、1つ飛んで下の地域発元気づくり支援金（健康増進事業）60万円、これは先ほど健康づくりのほうからお話のあった60万円でございます。ページをめくっていただきまして、10ページのところにも地域発元気づくり支援金がございます。みどり湖景観保全事業、それと権兵衛街道ルート整備事業、これにつきましても歳出については、当初予算のほうで計上させていただいてございます。歳入については、先ほどと同じようにですね、県の支援金のほうの申請をしておりますところ採択をされましたので、今回歳入だけ補正予算で計上させていただいたものでございます。

ページを戻りまして、8ページの下から2つ目でございます。介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金 341万1,000円につきましては、グループホームのスプリクラ整備に対する県の補助金を補正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、強い農業づくり交付金 6,480万円につきましては、JA塩尻の果実共選所整備に対する補助金を補正するものでございます。いわゆるトンネル補助でございます。

1つ飛びまして、基金繰入金中、財政調整基金繰入金 1,671万6,000円につきましては、今回の補正予算全体にかかわる財源調整分でございます。

次の諸収入中、自治研修協議会関東部会廃止余剰金 1万8,000円、これにつきましては同部会が本年3月31日づけをもって廃止されたことに伴います余剰金の本市配分金でございます。

次のまちづくり会社解散清算金 375万円につきましては、出資金の清算金を補正するものでございます。なお、この清算金につきましては、本会議で説明がございましたとおり、新まちづくり会社の出資金に充当するものでございます。以上でございます。

**委員長** 以上ですよ。それでは質疑を行います。委員より御質問はありますか。

**柴田博委員** 説明の中で歳入のほうだけの補正というのが2つくらいあったんですが、一番初めの1ページのところを見ると、歳入歳出それぞれ9,500万円余を追加してあるんですけど、それはそういう形になるんですか。

**財政課長** 例えばですね、歳入の10ページの地域発元気づくり支援金 41万8,000円と25万円を足して66万8,000円でございます。これは歳出のほうの15ページをごらんいただきたいと思いますが、県の補助金で66万8,000円をここに財源充当させていただいてですね、一般財源のほうが減っているということで、いわゆる財源調整だけさせていただきました。

**柴田博委員** わかりました。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

**丸山寿子委員** 14ページのところの健康増進事業ですけれど、ヘルスアップ委員の皆さん、今までずっと活動されているわけなんですけれど、今回のこの事業は、これは全く新しくあれですか、委託する部分、新規の内容なのか、その辺、教えてください。

**健康づくり課長** 今回補正をお願いいたしました60万円につきましては、昨年度の段階で県のほうに申請を上げる形になります。ほかの元気づくり事業の関係もそうですけれども、それでこれが、いわゆる採択要件等ございまして、採択となつてまいりましたのは4月に入りましてということで、私どもとしましては昨年度のヘルスアップ委員会の今年度の活動につきましての市民の中では、そういう手ぬぐいですとか、それから健康かるたの作製につきましては予定しておりまして、申請を上げてそれが採択になるかどうかわからなかったというふうなこともございまして、新規事業にはならなかったと、当初予算には上げなかったという内容でございます。実は、ヘルスアップ委員会のほうからですね、直接県のほうに申請を上げているということで予定しておりましたけれども、ちょっと申請が、市から申請が上がっているふうな状況で県のほうでとらえられたものですから、市の一般会計の方法としまして、いわゆるトンネルという形になったわけですが、そんな経過でございます。

**市民環境事業部長** ヘルスアップについての効果と内容は、

**健康づくり課長** ちょっと説明不足だったと思いますけれども、新規に手ぬぐいをつくるということではないわけですが、活動が非常に地域に根ざしたという部分がございますので、追加で手ぬぐいをつくったり、あるいは健康かるたにつきましては、全く新しくつくるというふうな形になります。以上です。

**委員長** よろしいですか。

**丸山寿子委員** もう1点、済みません。各地区でいて、それぞれ頑張ってやっていたいっているわけなんですけれど、参加者的には傾向的に各地区、地区ごとにやっているのかなと思うんですけど、参加者の傾向としてどんなぐあいでしょうか。

**健康づくり課長** 課長補佐のほうから御説明します。

**健康支援係長** ただいまの手ぬぐい体操の普及の関係につきましては、昨年度から取り組んでおりまして、この手ぬぐいを使用しての体操、老人福祉センター等の老人福祉施設、あるいは地区へ出向いての活動ということで、老人福祉センター関係につきましては約500名、各皆さんのところへ普及に行っておりますし、ヘルスアップ委員会として各地区で健康教室、あるいは栄養教室を実施しておりますので、それぞれ地区ごとに差がございますけれども、それなりの活動ということで、人数的には、若干ちょっと私は全体をとらえておりませんが、活動をしてきております。以上です。

**丸山寿子委員** この事業に参加する人の年齢層というのは、大体どんな感じになるのか、ちょっと教えてください。

**健康づくり課長** 課長補佐のほうから御説明します。

**健康支援係長** ほぼ60歳前後というふうにとらえておりますけれども、40歳から70代後半くらいまでの方がお見えいただいているというふう把握しております。

**委員長** いいですか。ほかにありますか。

**金田興一委員** ヘルスアップ委員の関係ですが、これは保健補導員からヘルスアップ委員という形になって、



区の推薦であった保健指導員が、自薦とそれから区の推薦という2つの形になった経過があると思うんですが、今はどうかちょっと私わからないのでお聞きするんですが、ヘルスアップ委員になった時に、区でどうしてもない場合には推薦しなくても結構ですよという形があったもんですから、いつとき私が承知している範囲ではある区では自薦が3人、区の推薦が2人、5人くらいいる。ある区はいない、あるいは区でどなたかということで1人くらいというような、そんな状況もあったんですが、今は区の推薦というのも多分あると思うんですよ。それで自薦もあると思うんですが、66区の人数的なバランスはどんなふうになっていますか。

**健康づくり課長** 区の推薦の人数、それから自薦の人数ということでよろしいでしょうか。

**金田興一委員** ええ。それで各区の、あいている区があるのかどうなのか。

**健康づくり課長** 実は、区長会等を通じまして、毎年推薦依頼をしております。もちろん、常時一般の公募はしておるわけですが、やはり区の状況に応じまして、なかなか区長会のほうから推薦するのは難しいよというふうなところも実はございまして、地区によりまして若干温度差があるのかなというところでもありますけれども、具体的に公募、応募の自薦の人数、それから区推薦の人数は、じゃあ、済みません、課長補佐のほうから御説明いたします。

**健康支援係長** 今、区の推薦、また公募という話がございましたけれども、実は昭和56年に衛生協議会婦人部として発足したのがもとでございまして、平成18年4月にヘルスアップ委員会という名称変更をして発足をさせていただいております。その時点ですでに、今まで区の推薦であったものを平成18年から推薦を、無理ですということで公募という形にさせていただきましたけれども、その後5年を経過しておりますけれども、やはり公募だけだと先細りと言いますか、なかなか会員がふえない、あるいは減少傾向ということもありましたので、平成22年からまた区の推薦ということで健康の管理と言いますか、それを普及するには、市民統一的に温度差がないよということで、継続してまいりまして今やっておりますけれども、実際に昨年度末時点では、実際にいない地区が一つ、二つございます。それにつきましては、各区長さん、区の役員の皆様の、議会のちょっと改選になったとあってあるものですから、できれば担当の保健師を使いまして、区長会等に出向きまして健康についての重要さを説明しながら、御理解をいただきながら進めているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

**金田興一委員** わかりました。確かに各区によってヘルスアップ委員がものすごく活発に活動していてすばらしい区と、もう全然ない区とありますし、今言われたようにどちらかというと平成22年に改正になったということなんで、まだ新しいとこなんで仕方がないのかなと思うんですが、かなり多くの区の役員の経験者なり区民の人は、保健指導員からヘルスアップ委員に変わった時に無理して出さなくていいんだよという、確か文書の中に入っていたと思うんですよ。それがまだ頭に残ってて、何も区長、出すことはないじゃないかという区も、いわゆる例えば区長会へ出て行ってもそういう会話も出てきますので、やはりここら、何かの折に各区からということも徹底したほうが、やはり活動も活発になると思うんですよ。やはり保健指導員からヘルスアップ推進委員になって、ただ名前だけではないでなくなったというような形にいる人も結構いるというのは、私もそういう実態も感じていますので、そんなことをちょっと御配慮いただければと思いますが、要望で結構です。

**委員長** 要望でいいですか。

金田興一委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

務台昭委員 24ページのところです。まちづくり会社支援事業なんですが、議会でもいろいろ。

委員長 14ページね。

務台昭委員 済みません、14ページです。投資及び出資金なんですが、議会で大分具体的なというか、ある程度そこまで行ったんですが、まだ納得のいただけない部分が。

牧野直樹委員 うちではない。これは違う委員会です。

務台昭委員 ごめんなさい。

牧野直樹委員 歳入でやるやつ。

委員長 歳入でやりますから。

務台昭委員 はい、申しわけありません。

委員長 いいですか。

務台昭委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

牧野直樹委員 もう一度ヘルスアップ推進事業委託料の60万円、先ほどちょっと説明聞いていますと、私は手ぬぐい体操のために増額したって、もう一度いいです、もう一度60万円。

健康づくり課長 60万円の内訳につきましては、手ぬぐい体操用の手ぬぐいの作製、これを一応1,000枚予定しております。それから健康かるたの作製ということで100セットを予定しております、手ぬぐいの作製のほうが27万円、健康かるたの作製が33万円という積算のもとで60万円を計上させていただきました。

牧野直樹委員 ちょっと、その手ぬぐいって、うちにある手ぬぐいじゃだめなの。どういうものだい、手ぬぐいってのは。そこがよくわからない。

健康づくり課長 課長補佐のほうから御説明いたします。

健康支援係長 きょう、お持ちいたしました。こういうヘルスアップ手ぬぐい体操というのがございまして、こういうふうに印刷をしてあります。これを用いて、こういう体操をしていただいたり、また、日本手ぬぐいでございますが90センチメートルということで、巻くとちょうどメタボの測定になるという優れたものということで認識しておりますけれども、この辺のをして健康の普及活動をして、こういうものを、今まで白黒だったものをちょっとパリュアアップしてカラーにしたとかということで、今回補正をお願いするものでございます。

牧野直樹委員 普通の日本手ぬぐいの大きさだよ。

健康支援係長 それはそうですね。

牧野直樹委員 どのうちにもあるじゃん、こんなつくらなかつた。

金田興一委員 日本手ぬぐいはないだよ。

牧野直樹委員 それで20、ちょっと理解できない。

委員長 要望があったら言ってください。

牧野直樹委員 健康のために日本手ぬぐいをわざわざつくって、家にある手ぬぐいでもタオルでも別に体操はできると思うんだけど、そこがよくわかんない。何で。

**委員長** 質問ですか。

**牧野直樹委員** はい、質問。

**委員長** じゃ、答えて。はい、部長。

**牧野直樹委員** おかしい。

**市民環境事業部長** 今ちょっと手ぬぐいが話題になっていますけれど、ちょっと保健補導員からヘルスアップの委員になった経過を、先ほど要望になってしまったものですからちょっと。

**牧野直樹委員** それはいいわ。それはいい。

**市民環境事業部長** それで、そういうやはり活動をしていく人の、保健補導員っていうのは長野県の長寿県をつくりあげた、もう本当に基本の活動です。そういったものを引き継いでやっている中で、今回は手ぬぐいが対象になっていますけれども、いろいろ品を変えまして健康づくりの活動をしていただいています。今の手ぬぐい、確かに普通の手ぬぐいですけど、ちょっと薄手で、これを折っているんな体操に使えるようになっていますので、確か長さも普通の手ぬぐいと違って、さっき言ったようにメタボにあわせてあるので、普通の手ぬぐいよりちょっと長くなかった、という、薄さも折ったりとかしていますので、ぜひただの手ぬぐいではなくて、本当に健康づくりに役立つ内容として御理解をいただきたいと思いますので。

**委員長** 手ぬぐいほしい。特別許します。

**牧野直樹委員** うちにある日本手ぬぐいだっていいと思うけど。

**金田興一委員** そういえばね、こういう絵の、こういうやつをやると、そこで雰囲気は違ってくるだよ。

**委員長** じゃ、牧野委員まとめてください。

**牧野直樹委員** よくわからないけど、とりあえずこれでえさにして、参加者を募るってことだね。

**市民環境事業部長** そうということです。

**牧野直樹委員** はい、そういうふうに言ってください。結構です。

**委員長** いいですか。ほかにありますか。

**丸山寿子委員** 12ページの職員研修諸経費のところ、先ほど経産省のほうへという話だったんですが、その中のどの機関というか、どこの部署にどういった内容の仕事で行くのか。それと期間、いつからいつまでなのか、その辺お聞かせいただきたいですが。

**人事課長** 経済産業省の関東経済産業局の流通サービス課商業振興室でございます。ですので、この職員、今まで商工課にありまして、同じ内容のところという形ですね、要は振興の関係のノウハウを学んでいきたいという内容でございまして、期間につきましては、今年の5月から来年の4月という形です。当初、これはですね、まだ受け入れの関係とかははっきりしていなかったものですから、こんな形で補正という形になったわけですが、そのところの関連がございまして、5月から来年の4月ということですのでお願いします。

**丸山寿子委員** 4月からでなく、今ちょっと説明がありましたけれど、中途で行ったりとかということは今までもありましたけれど、そういう場合、市のほうの業務と言いますか、ほかの職員を配置したりとかということがあるかと思うんですけれど、こういうのは、再度質問になってしまうんですけれど、やはり最初からはわからないものなんですか。

**人事課長** これ、どうしてもですね、国のほうの関係とうちのほうも毎年出しているんであればですね、それ

なりの対応ができたんですが、変則、要は平成22年の時はございませんでした。過去にも四、五人ほど出しておるんですけども定期的ではございませんので、どうしても5月という形になってしまっております。公募をする中で意欲ある職員を出したということになりますし、あとは周りの職員がそれをフォローしてですね、やっていただけるということで、あと臨時とかの対応はしておるんですけども、周りの理解を得た上で出していくということでございますのでお願いします。

**丸山寿子委員** 過去にもこういう例というか、そういう研修で行って、やはり本人が結構意識が変わったなど見られる部分だとか、新しい情報を持って来たりとかということもありますけれども、せっかくこういったことで、研修ということを出るということですので、本人もですけども、研修の成果が十分また市のほうに反映されるようにということをお願いをしたいと思います。要望です。

**委員長** 要望しておきますか。ほかにありますか。ありませんか。

ちょっと、じゃ私から一つ。10ページですね。諸収入のまちづくり会社解散清算金375万円についてお尋ねします。現在、まちづくり会社の清算の事務の進行状況というのはどうなっているかというのが1点、それからまちづくり会社が解散を議決した時の株主総会の議事録がほしいということと、あわせて財産目録、それから貸借対照表等の決算書ですね。私、昔ちょっと1期目くらいはいただいたことがあるんだけど、その後がどうなっちゃってるのか、多分3期くらいはやってるはずだと思うんで。何を確かめたいかということ、なぜ375万円なのかという根拠を、計算書をちゃんと左側に書いて、だから375万円ですっていうやつをお見せいただきたいということです。それがないと、この歳入でいいのかどうかというね、清算金がこの金額でいいのかどうかというのが確認できないということが1点です。それが確認できた上で、この私は本会議でも言ったんですが、500万円出資して245万円と、私は750万円だと思っていたんですが、745万円ですか、全部で市からお金を出した。それがどういうふうに使われて、それで何でこういう金額、約半分しか返ってこないのかというところをね、きちっととらえていかないと。まだ返っても来ないうちから次の歳出が決まっていくなんて、同時にね。話は変わります。結論的に言うと、私の考えでは、あまりにもこの6月の補正でやるのは早過ぎると。もうちょっとちゃんと事実を検証した上で、そしてまちづくり会社をこれからどうしていくのかという議論をしっかり議会とやった上でですね、私がいつも言っている、今のやり方だとどうやって行政主導なんです。もうちょっと民間が、自分たちでこうしたいんで市としてもこうしてほしいという形を絶対つくってほしい。今の商工会議所さんでさえ幾ら出資するのかわからないのか、人のお金をどうやってやっていくのか、そういう話は全く見えてないですよ。もう何年もやっているのにね、協議会時代から。取締役がいなくなって宙に浮いた時から。だからいまだにその結論が出てない中で、市が先導しないと何もできないなんていうまちづくりは、まちづくりじゃないっていうのが私の考え方でありまして、そういう資料をきちっと出していただきたいということでありまして。

**中心市街地活性化推進室長** 中心市街地活性化推進室の大和と申します。まちづくり会社のほうのことを今担当をしているということで、私のほうから御説明させていただきます。委員長さんのほうからお話がありました今現在のまちづくり会社の進捗状況でございますが、本会議の中でお話してきたとおりでございますけれども、この3月23日に株主臨時総会を開きましてまちづくり会社を解散をいたしました。その後、新しく新会社を設立をしていきたいということで、4月7日にまちづくり会社の設立準備会を立ち上げて新しい会社に向けてです

ね、準備を進めながら清算業務のほうへ入っていくということの中で、4月21日に官報のほうへ解散の関係の報告をさせていただいてございます。以後、現在、その清算業務をですね、実施しているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと出資金の関係ですけれども、375万円のおよそ見込みということの中で、清算金が市のほうに戻って来るとい形になりますけれども、3月23日の解散認可の時の決算見込み、ただ3月末が最終的な決算の時期でございますので、23日時点の末を見込んだ金額という形の中で、資本金が当初2,055万円で3月23日時点ですね、純利益が1,500万円ちょっとということの中で75%。

〔「純資産」の声あり〕

**中心市街地活性化推進室長** 純資産の合計が1,561万4,493円、その時点での額がこのようになった。比率を出すと75%、75.98%になるんですが、その後、清算業務を進めていく中で75%くらいという形の中で、こういったことを見込んだとおりの清算金の収入という形で、歳出のほうと歳入のほうで見せていただいていると。

**委員長** それでね、だから今の話では口頭だし、文書で出してほしいというのが一つですね、書類で。それから今の御説明では、補助金で245万円出したものが何に使われてどうなったかというのがわからないですよ。財産目録を提出してくださいと言ったのは、それでパソコンを買ったり、備品として今まちづくり会社に残っていたものがあつたわけですね。清算をするという時は、そういうものも含めてちゃんと処分をした上で清算しないとおかしいでしょう。前のまちづくり会社の財産でしょ。だからそういうことをきちっと、しかも今の話を聞けばわかるとおり、官報に出したのは4月21日なので、それが公告期間というのはどのくらいですか。

**中心市街地活性化推進室長** 公告期間は2カ月です。

**委員長** 2カ月ですね。だからまだ継続中なわけですよ、公告期間は終わっていないわけ。この場合にまだどんな、何て言うか、いろんな債権者も含めて何が出てくるかわかりません。だから、それが終わった段階でなければ、実際の清算業務というのは進められないと思いますけれど、どうですか室長。

**中心市街地活性化推進室長** 4月に官報公告されてですね、今現在もう2カ月になるわけなんですけど、ある程度調整業務の段階の最終の段階にまで来ておりますので、当然その中で、今までの備品とかそういったものの処分につきましても検討した中で、最終の段階に来ている状況ですのでお願いします。

**委員長** もうちょっと明確に教えてください。21日は来てないし、清算業務はそれが済んでからじゃなきゃ始まらないでしょうと聞いたんです。イエスかノーかで教えてください。

**中心市街地活性化推進室長** 清算業務はあくまでも公告があつてから清算業務に入りますので、認可提出は債権者の申し出期間ということですので、その時点で最終的な清算金が決まってくるということなんです。

**委員長** じゃあね、財産の処分はどういうふうに進んでいるんですか。それで幾ら回収できて、配当できそうなんですか。

**中心市街地活性化推進室長** 今、先ほどお示したあの金額につきましては、3月23日現在のそれぞれの金額でございますので、その後、今現在作業、最終段階に来ているということで、私のほうでは詳細のほうはちょっと確認できていませんけれども、そんな形でお願いをしたいと思います。

**委員長** わからないということがわかりました。

質疑ですので、ほかに質疑はありますか。

**務台昭委員** 先ほど質問したいことはそのことだったんです。ちょっと場違いなことを言ったかなというふうにも思ったんで引っ込んだんですが、実際に具体的な決済ができないうちに見込額でこれだけというのは、あまりにも唐突すぎるというか。さっき言われたように、しっかりとこれこれ清算が終わって、ついては新しいあれをつくりたいんだから、まちづくり会社をつくりたいんだが、これだけお金がかかるとか、そういう見込みを全部もってからです、上げていただかないとね、納得する資料にはならない。だから、それを私は聞いたかったんだ。清算が、決済すべて済んだところで、それを新たに検討してしっかりしたものをつくっていただきたい。提出をその時点をお願いしたいと、こんなふうに思います。

**委員長** では要望でいいですね、今の。

**務台昭委員** はい。

**委員長** ほかに質問はありますか。ありませんか。

それでは、ここでちょっと暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

**委員長** では休憩を解いて再開いたします。質疑の継続をします。何かありませんか。

**柴田博委員** 今のまちづくりの解散清算金の関係ですけれども、375万円ということですが、これがもし実際に清算をした結果、多少なりとも額が変わった場合はどうなるのでしょうか。

**財政課長** これは、あくまで先ほど見込みという説明があって予算でございますので、最終的に補正させていただいた後、決算という形になろうかと思えます。

**柴田博委員** ということは、これで決定じゃないわけだから、一応見込みで出してあって、後からまた違えばもう一度補正をするという、そういうことですね。

**財政課長** そのとおりでございます。

**柴田博委員** はい、わかりました。いいです。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

それでは、今、資料の準備をしていますので、私のほうからですね、修正動議を出したいと思えます。ついては、委員長を副委員長にかわります、ここで。副委員長になってからちょっと資料ができるまで、また暫時休憩をしていただきたいと思います。では、副委員長、お願いします。

**委員長(副委員長)** それではかわって私のほうから進めさせていただきますが、今、ちょっと資料をつくっているということで、暫時休憩でお願いします。

**金田興一委員** 何分くらい。

**牧野直樹委員** どのくらいだい。暫時って。

**委員長** 5、6分だと思います。

**青柳充茂委員** もう5分、もうじきだと思います。

午前11時09分 休憩

**委員長(副委員長)** それでは休憩を解いて再開いたします。本案に対して修正案が提出されておりますので、修正案の配付をお願いいたします。あわせて先ほどの決算報告書の。

**青柳充茂委員** 修正案が提出されていますでいいと思います。

**委員長(副委員長)** 修正案が提出されています。

**青柳充茂委員** それでは、議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)に対する修正動議をいたします。資料を配っていただける。

**委員長(副委員長)** 資料配付とあわせて決算見込み書も配付をお願いします。

それでは修正案について、提案者の青柳委員から趣旨説明を求めます。

**青柳充茂委員** この一般会計補正予算に対する修正の内容ですが、歳入歳出の総額からそれぞれ375万円を減額するものですが、先ほど私が質問いたしました、まちづくり会社の清算金の375万円の雑入ですね、これを減額して、それからバランスをとらなければいけませんので、歳出にあります商工費のまちづくり会社への出資金375万円を減額をするというものです。資料にちょっと手違いがあったりして時間をとらせて本当申しわけなかったことをおわびをいたします。内容はそういうことでございますので、よろしくどうぞ御審議のほどお願いいたします。

**委員長(副委員長)** それでは修正案についての質問を行います。

**柴田博委員** 歳入のほうで歳入の分を減らすというのはわかるんですが、それに伴ってこの委員会の中で、別に歳出のほうのバランスをとるために歳出で今提案されている中身を減らすんじゃなくて、ほかの部分で歳入をふやすというふうにすれば、いいと思うんだけど。歳出のところこの委員会として新たな出資を減らすことはできるんですか。事務局に質問しますけれど。

**議会事務局次長** 当委員会に付託された部分は、歳入だけでございますので、委員会としての決定については、歳入の部分だけになろうかと思いますが。しかしですね、一たん歳入のあるものを歳出で減らさないと、バランスというか予算の編成上成り立ちませんので、一応、こういう提案をいただいて、関係する経済建設委員会のほうでさらにこれを審議をしていただくという形になると思います。

**柴田博委員** そうじゃなくて、たまたま歳入で減らす分と歳出で減らす分が同じ額ですけど、歳出のほうの新たな出資というのは、この歳入とは関係ない話で、歳入のほうで減らす分をやるなら、ほかの歳入でさっきのあれですと、減らした分だけどっか一般財源かどこからでもその分をふやすというふうに修正するのが当然じゃないですか。

**青柳充茂委員** 私が答えてもいいですか。それは必ずしもそうではなくて、今の財政とそれから担当部署では、これを原資にして、これっていうのは清算金をね、原資にして、そのまま出資したいという考えなんです。それが実体なの。ただ、新しくつくる予定のまちづくり会社に出すお金は別に色はついていませんから、清算金じゃなくてもいいんで、一般財源からほかの手当てをすれば済む話なの。だけど今回は実質的には、その清算金を見込んでそれを財源にして出すというふうのできあがっているんで、こういう修正の仕方をしていただけです。そして、先ほど次長が言っていましたけれども、当委員会に付託されたのは確かに歳入だけなので、それ以上のことはでき

ないというのであれば、それはルール上のことだから仕方がないと思います。ただ、修正案としてはバランスをとるためにこういう案を出したということですから、御理解をいただきたいと思います。

**柴田博委員** だから修正案を出すのは構わないけれど、関係のない歳出のほうの部分までこれに含めて、その部分を削れというのは、この委員会としてそういう修正案は出せないと私は思うんだけど、どうです。

**金田興一委員** 私も関連。ちょっと財政課長に伺うんですが、諸収入という形で今上がっていますが、いわゆる4月21日に官報に掲載をしたんで、2カ月たてば異議申し立てがなければ確定をするという理解をした場合に、あとわずかな期間ですが、その間ね、いわゆる仮受金なりという項目で、収入ではなくて仮の現金みたいな形の処理というのは、会計法上はだめなんですか。

**財政課長** 今回はあくまで歳入歳出予算に計上させていただいておりまして、仮受けというものはですね、歳入歳出予算上ございませんので、そこでという予算措置上はちょっとできかねます。歳計外現金で、例えば入ってきたものを受けるということはできるでしょうけれども、予算措置上としてはあくまで歳入歳出予算ということになるわけです。

**金田興一委員** それでは、いわゆる先ほど説明があったみたいに、この375万円のいわゆる歳入が移動した場合には、いわゆる変更があった場合には、改めて補正を組むということもできるので、ひとまずこれを受けておけば、この委員会の管轄外の歳出まで。

**柴田博委員** 今この提出、修正案のことを今やっているの。

**金田興一委員** だから、この委員会のいわゆる付託されていないことまで及ぶような修正案というのはいかななものかということです。

**柴田博委員** 私が言っている意味は、修正案、こういう修正案が出せるのかどうかということをはっきりさせたい。

**青柳充茂委員** 事務局、それは事務局で。

**議会事務局次長** 柴田委員さんのおっしゃるのは、要は付託されていない部分について、歳出、これを修正案はどうかということですよ。実は、この補正予算の修正案について、過去の委員会での審査の状況を調べてみました。当委員会の場合につきましては、他の委員会に関係しない部分についてもですね、修正案として出している経過がございますので、その例に倣って今回は作成をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**柴田博委員** それはどの場合だかちょっとわかりませんが、歳入と歳出が関連があつて歳入のほうで、例えば歳入を減らす場合にも、それと同じ関連で歳出のほうは担当委員会じゃないけれども、関連があるからということでバランスをとるために減らしているんであつて、今回のように全然関係のない、確にお金の色がついていないものを関係なくこっちで、今だったら総務委員会で、違う委員会の歳出の分を減らすことというのはやっています、実際に。

**議会事務局次長** やっております。実は福祉教育委員会で、歳出の補正についてやはり修正案が出された経過がありまして、それを見ますと、歳出で補正減をし、そして歳入でもやはり補正減をしているという経過がございますので。

**柴田博委員** だから関係があるわけじゃん、一連だから。



**議会事務局次長** 今回のものにつきましても一連で。

**柴田博委員** 違う、全然違う。

**議会事務局次長** 歳出と歳入で影響がありますので、そういう扱いにさせていただきました。

**柴田博委員** 今の説明とは違うと思います。福祉教育委員会の歳出のほうでそれは減らしたいんで、関係ある歳入のほうもいじただけであって、今提出されようとしているのは、まるっきり関係のない歳出を減らせ、歳入の分と同じ額だから減らせて言っているんだから、それはちょっと違うと思います。

**青柳充茂委員** そういうほかのルールも影響してくるんですね。今、一日一委員会でもたまたま総務環境が先になりました。だけど仮にこの経済建設が先にやっていたらね、そっちが先出て、それで総務環境が後になったというようなね、そういう今の私たちの議会のやり方から受ける制約ということもあるので、そこはもう少し懐を深くとっていただいでですね。要は今回の一連の中心市街地活性化推進室の説明でもわかるように、返って来た、今出資してあるお金はまだ返って来てはいないけれども、それをそのまんま次の会社に出資しますよということをお認めくださいという案なんです。だから、関連がないわけではなくてあるんだから、それはそういうふうにご判断をいただければいいと思う。もう、何て言うか議論は、ここは水かけ論をいくらやったってしょうがない。だから採決を。

**柴田博委員** 私としては、こういう提案は出せないと思うんで、このケースが本当にいいかどうか、もうちょっとちゃんとはっきりさせてください。

**議会事務局次長** 内容につきましてはですね、歳入の部分で要はまちづくり会社の清算金を削りたいという意思でございます。修正案を提出された青柳委員さんの意思もですね、この清算金を削りたいとともにこれに関係する部分、まちづくり出資金。

**柴田博委員** だからそれは関係してないと言っているんだよ。

**議会事務局次長** ただ収支のバランスをとらなきゃいけませんので、同じ科目の項目を修正案として出させていただくということになりますので、これにつきましては、今までの例の扱いと同じ扱いだというぐあいに考えます。

**柴田博委員** ちょっと時間がかかってもいいからもう一回調べてください。本当にそういうふうな、今回と同じような形でやっているかどうか。

**青柳充茂委員** 聞いて、諮ってみて。一応、みんなに諮って。

**柴田博委員** いいってということは、採決するっていうことは、これを提出を認めたってことだから、私は提出を認められないと思う。

**委員長（副委員長）** さっきから事務局が言っているように収入の部分についてのみのみの中では。

**柴田博委員** 歳出だって出てくるじゃないですか。

**委員長（副委員長）** 出てるが、その部分はバランス上出してあるだけで、それまでを含めてということじゃないから、今回は。

**柴田博委員** そうじゃない。それは一つの修正案だもの。

**委員長（副委員長）** ただ、ここでのこの委員会では、そういう収入についての部分のところだから理解してくれないかな。

**柴田博委員** そうはならないでしょう、だって。この修正案が決まったってということは、関連上、歳出のほうもこの委員会としては減らすよってことを決めたってことだから。

**委員長（副委員長）** そういうことにならないって、さっきから説明しているのは、そういうことでしょう。

**柴田博委員** ならない、ちょっと待って。

**牧野直樹委員** なっちゃん、これで言えば、休憩、休憩。

なっちゃん。これ出しゃ、なっちゃんだ。

**委員長（副委員長）** ちょっと、では休憩して調べてみます。

**議会事務局次長** では、請願を先にやってもらって。あれかね。

**柴田博委員** いいよ、いいよ、調べて、調べて。

**議会事務局次長** いいですか。

**委員長（副委員長）** 済みません、請願で実は説明員の方も見えられておりますので、請願の部分に入らせていただきます。ちょっと暫時休憩で、出ましたら呼びますので、このまま休憩ですがお待ちください。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

**委員長（副委員長）** それでは休憩を解いて再開いたします。ちょっと今調べていただいておりますので、ここでまた委員長を交代いたしまして、請願・陳情の関係を先にやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

**委員長** それでは交代します。

#### 請願 6月第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

**委員長** 請願の審査を行います。当委員会へ付託された請願は全部で1件であります。請願平成23年6月第2号について審査をいたします。事前に文書表が配付されていると思いますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、請願者が見えておりますので趣旨について御説明をお願いします。紹介議員から。

**紹介議員** 紹介議員から一言。本日請願者のほうを代表いたしまして、塩尻市の平沢郵便局長の手塚局長お見えでございます。本請願に当たりましては、議会基本条例第7条第4項議会は請願または陳情の審議に当たっては、請願者または陳情者の意向に応じて意見を聴く機会を設けなければならないに根拠を求めまして、本日こういう機会を設けていただいた次第でございます。それでは、早速お見えでございますので、局長より趣旨等について説明をお願いいたします。

**請願者** 今御紹介いただきました塩尻市の郵政の責任者をしております平沢郵便局長の手塚と申します。よろしく願いいたします。まずは、本日、このような機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。また時間も差し迫っているということですので、簡単に趣旨を説明させていただきます。

請願の趣旨は配付されている資料のとおりですね、郵政改革法案を早期に審議して成立させるように国及び政

府のほうに働きかけをしていただきたいということでございます。この郵政改革法案は、郵政の問題だけではなく、地方に生活する特に高齢者のライフラインにかかわる問題でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

さて、郵政民営化してから4年の歳月がたちますけれども、その間何かよくなったのでしょうか。当時の小泉元総理は、この郵政民営化を成立させる時に、郵政さえ民営化すれば、すべてがバラ色になるんだというようなことを申しておりましたが、何かバラ色になったのでしょうか。私どもはですね、特によくなったものは、ほとんどない。問題のみ噴出しているというふうに考えております。その問題でございますが、これはたくさんございます。国民の皆様には大きくかかわる2つのことだけちょっと述べさせていただきます。

1つは、民営化してサービスがよくなるというふうに言いましたけれども、一体よくなったのかということでございます。会社が5つに分断されて、例えば、郵便配達の人が貯金の取り扱いができない等々ですね、または窓口での処理も煩雑になる等々、明らかなサービス低下というところもたくさんございます。

2つ目でございますが、こちらが本当に大切だと思うんですが、今までどんな田舎にも店舗を構えてきたユニバーサルサービスというのができなくなる、このまま行くというのでは、できなくなるのではないかとということでございます。現在の民営化法では、郵便のみがユニバーサルサービスを課せられておりますが、貯金・保険にはユニバーサル義務というのは全くございません。このまま行きますと、近い将来に、収益の上がない田舎からの金融サービスの撤退は明らかであり、先に民営化した諸外国に見るように、すさまじい勢いで郵便局網がなくなっていくということは目に見えています。郵便局は、全国あまねく公平に税金を一銭も使わずにユニバーサルサービスをしてきたというのが誇りでございましたが、大変残念な状況になり得るということでございます。

まだまだたくさん問題が噴出しておりますが、ことさように今の民営化法は欠陥だらけでございます。そこで十分ではございませんが、以上の問題を修正するために郵政改革法案が出てまいりました。この法案は郵政をある程度三事業一体で経営し、サービスの向上を図るとともに経営を安定させること、及び郵便だけでなく貯金・保険の金融サービスにもユニバーサル義務を課すということで金融弱者をつくらない。将来にわたって田舎も含めてですね、安心安全に暮らせるような、国民にとってより良い郵政事業にしていくことを目的としております。つきましては、この法案を早期に成立させることが地域にとっても大切であるばかりではなく、日本の国全体にとっても大切であると考えますので、政府、国会に対して郵政改革法案を速やかに議論し、成立させていただくように働きかけをお願いしたいというのが趣旨でございます。よろしく願いいたします。

**委員長** 請願者の方ありがとうございました。それでは委員より質問、御意見ありますか。

**柴田博委員** 今、国会開会中ですけども、予定でいけば、多分終わるんだというふうに思うんですが、今、この議会として意見書を上げて大分先になるわけですけど、今のところいつの国会で成立を目指しているというような、そういうところはあるのでしょうか。

**請願者** いつの国会でも、もう既に郵政改革法案については、もう二度ほど成立、本当に間際という時に、一番大きかったのは鳩山総理が突然やめてしまったと。あと1週間あれば多分成立したと思うんですが、そのような形で先送りされております。ですから、いつというのは、私も国会議員ではございませんのでわかりませんが、けれども、とにかく早急に上げていただいて、市のほうからの声を上げていただきたいというのが趣旨でございます。

すので、ちょっと明確でなくて申しわけないのですが、よろしくをお願いします。

**委員長** ありがとうございます。ほかにありますか。ありませんか。

**五味東條委員** なし。

**委員長** 採択でいい。

**五味東條委員** はい。

**委員長** 採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、請願平成23年6月第2号郵政改革法案の速やかな成立を求める請願は、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。

**請願者** ありがとうございます。

**委員長** お疲れさまでした。

続いて陳情もやっちゃうかい。それでは、次に進みます。

#### 陳情6月第2号 福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情

**委員長** 当委員会に陳情が1件配付されております。陳情6月第2号を議題といたします。件名は、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情であります。これは、陳情者は、いい。陳情者はお配りした文書表のとおりですが、塩尻地区労働組合会議議長山崎信一さん、それから平和・人権・環境塩尻市民会議原水禁部会長今井英雄さんというふうになっております。配付してありますので、文書は、朗読は省きたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは委員より質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**柴田博委員** 趣旨はそのとおりだと思うんですが、もし提出者のほうから意見書の案等が出てきているなら、それをちょっと中身を確認させてもらいたいと思うんですがどうでしょうか。

**委員長** 事務局、案がありましたら。ありますか。それでは、配付してください。

それでは、意見書をお配りしましたんで、ちょっとね、両面あるんですよ、両面。少し時間とりますから。

**五味東條委員** いいわ、もう。

**委員長** いい。

**五味東條委員** いいわ。

**委員長** そうは言っても、ちょっと目を通してください。少し時間をとります。

それではいかがですか。委員よりほかに質問、御意見ありましたらお願いいたします。これは、どうですかね。脱原発という言葉はちょっと言えないように思っています。少しは理解ができるかなという感じはしますけれど、いかがですか。声を上げてください。

**柴田博委員** 基本的には採択すべきだと思いますが、意見書の中身については、もう一回ちょっと精査してもらって、直すべきところは直したほうがいいかなと思います。

**委員長** ほかにありますか、御意見。基本的には採択という声が出ていますので、この陳情について当委員会の審査結果は、採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では異議なしと認め、陳情平成23年6月第2号ですね、件名はちょっと長いので省略しますが、要綱については、全員一致をもちまして採択することに決めました。ただし、今もありましたけれども、意見書を出す場合の案文については、委員長に御一任をお願いしたいんですが、一応念のためにですね、事前に委員の皆さんに回付をして、御意見のある方は出していただくということの上で、ただし書きつきで委員長に御一任いただきますようお願いしたいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、そのように決めました。

これで、またさっきの続きに入りますか。

**議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、4款衛生費**

**委員長** それではまた、一般会計の補正予算についてを議題といたしますので、私は委員長を副委員長にかわります。

**委員長(副委員長)** それでは、かわりましたので、事務局。

**議会議務局次長** 先ほどの修正案の関係でございますけれども、過去の書類を調べてみましたら平成22年3月の福祉教育委員会で平成22年度一般会計予算に対する修正動議がですね、お二人の委員さんから提出をされております。この時の修正案は、歳出の教育総務費のうち校外学習センター整備運営事業費について、一括歳出を削りたいというものでございまして、この時の修正案では歳入の、関係します県の支出金の部分、これは県の支出金に関係する部分でございますが、それ以外に基金の繰入金の部分、これを減らしてですね、歳入歳出バランスをとって修正案を決議したと。決議をしたと言いますか、否決になりましたけれども審議をしたという、こういう過去の例がございますので、歳入歳出逆ではございますけれども、これと同じ考え方の中で過去の先例に倣いまして、本日修正案を提出をしていただいたというものでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上です。

**柴田博委員** もう一回確認だけさせてもらいますけれど、今説明があった例は、歳出の分を減らすために、それに該当する県の補助金なり、県の支出金なりと、あと繰入金からその部分に充てていた分を減らしたということで、歳出に絡む、問題のある部分を歳入のほうでも修正したという中身だというふうに解釈しますが、今回の場合はまるっきりそうではなくて、歳入の分で削る分をまるっきり関係のない歳出の項目を減らすというようにことができますかという質問ですので、その部分を今の例じゃなくて答えていただきたいと思います。

**議会議務局次長** 全く関係のない部分ではございませんので、同じ、要は歳入と歳出につきましては、同じ関係する部分でございますので、それ以外の部分の修正であれば、柴田委員さんのおっしゃることもわかりますけれども、全く関係のない部分ではございませんので、同じ部分ということで理解をいただきたいと思います。

**柴田博委員** もう一回、財政のほうに聞きますけれど、今の事務局の説明のとおりでいいですか。

**財政課長** 委員会の権限の部分については、私のほうから答弁は控えさせていただきます。

**柴田博委員** 同じ関係のある部分だということについては、

**財政課長** ちょっとお待ちください。今回の歳入歳出予算の組み方の考え方について、申し上げさせていただきます。大きく分けてですね、予算計上させていただくものについては、歳入ありきの事業と歳出ありきの事業、大きく分けて2つございます。例えば、先ほど歳入で申し上げましたところの8ページの介護基盤緊急整備、これは県の補助金が341万1,000円ございますので、歳入ありきで歳出のほうのスプリンクラー整備のほうを事業化するというものでございます。今回のまちづくりの関係につきましては、議会の本会議のほうで再三お話がありましたとおり、旧のまちづくり、反省すべき点はあったにしろですね、新しいまちづくり会社を民の力でやりたいという方がいらっしゃるものに対して、行政としてはいろいろな反省を踏まえた中でこれを支援したいということで、歳出のほうを意思決定をしてですね、予算化したと。軸は歳出にございます。その中で、ここで今回清算金のほうについては、再三説明がありましたとおり6月末めどにですね、なからめどがつくんじやないかということで、そういうことであれば、歳出に対して完全に決算額ではございませんが、そういったものが歳入で見込まれる。そういった趣旨のものであれば、ここに充当させていただくのが筋だということで、今回の補正予算については、編成をさせていただいたという経過でございます。以上です。

**柴田博委員** さっき2回事務局で説明した中身で、このたまたま同じ額だけでも、私は全然関係ない別々なものだというふうに解釈したんですが、同じものだという、同じお金を入れて来たものをまた同じ額だけ出すって、そういう解釈でいいですかということです。

**財政課長** 今、私が申し上げましたとおり、これがですね、例えばですね、歳入だけ今回入れさせていただくということになれば、歳出のほうがなくてですね、いけば充当する先がないわけでございますので、一般財源としてただ収入にするという措置になります。ただですね、今回は先ほども申し上げましたとおり強い意思がございましてですね、新しいまちづくり会社のほうで民の力でですね、空き店舗等の解消をしたいという方たちがいらっしゃるって、それに対しては行政としては、ぜひそれはやっていただきたいという意思があって、そこに出資金という形で出すということがまず最初でございます。それに対して、

**柴田博委員** だから、ちょっと待って。さっきの議会事務局の説明が、間違っているか正しいかだけ言ってください。

**財政課長** 各委員会の権限につきましてはですね。

**柴田博委員** 委員会の権限じゃなくて。

**財政課長** 私のほうからはちょっと申し上げられない。

**青柳充茂委員** もう申し上げられないって言っているんだから。

**柴田博委員** そうじゃなくて、さっき関係のあるものだから歳入で同じ額が入って来て、関係があるから歳出でもそれを出すっていうふうに説明されたんだけど、私はそうじゃないと思ったから、こういう質問をしてるんだけど、さっきの議会事務局の説明のとおりでいいならそれで、そのとおりですっていうふうに言ってもらえれば、それでいいです。

**財政課長** 個人的には違うと思います。

**柴田博委員** 違うじゃん。

**財政課長** 歳出ありきでございます。歳入でやるのであればですね、具体的な方法としてはその予算を今の部分の諸収入を落としてですね、繰入金のほうでふやすと。歳入の中で行って来いするのが筋だと思います。

**柴田博委員** 当然そうだと思います。これは、出せないってことです。

**青柳充茂委員** いや、出し直せばいいじゃん。

**柴田博委員** 出し直せばいいじゃん。このとおりじゃ、修正案としては認められないってこと。

**委員長（副委員長）** じゃ、暫時休憩いたします。午後1時。

**五味東條委員** ちょっとさ、大事な時間、こんなロスなんかだめじゃないか。もうちょっと案くらいつくって自分でやれよ、そんなことだったら。

**青柳充茂委員** それは、この委員会の今の議論のテーマじゃないから、議事録から外れている。

**五味東條委員** だからさ、そうは言っても無駄な時間じゃないか、大体。

**委員長（副委員長）** それでは、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時18分 再開

**委員長（副委員長）** それではお待たせいたしました。休憩を解いて再開いたします。先ほどの中で御存じのように修正動議、差しかえて出ておりますので、もう一度青柳委員から説明を求めます。

**青柳充茂委員** 先ほどのいろいろ御提案をいただきましたんで、歳出のほうには手をつけずに歳入というか、財源のほうだけを組みかえるというような修正案にかえさせていただきたいと思います。資料の2枚目にあります、まだ配ってない。

**委員長（副委員長）** 配ってない。

**務台昭委員** 配ってないです。

**委員長（副委員長）** 配ってください。早くしてください。

**青柳充茂委員** 済みません、それでは375万円の歳入について清算金の375万円を削除し、歳出とのバランスをとるためのその足りなくなった部分を基金へ繰入金で賄うと、こういう形の修正動議でございますのでよろしくどうぞお願いいたします。

**委員長（副委員長）** それでは、修正案について質問のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長（副委員長）** なければ修正案についての討論を行います。ある方。

**青柳充茂委員** この修正案は、まちづくり自体を否定するものとか、反対するものとかいうことでは決してございませんので、あくまでも手続きとしてもう少しあわてることなくですね、ゆっくりといるんなことを確かめながら進みたいという気持ちであります。私は、375万円でもいいかどうかという検討もするべきだと思いますので、もっと出さなきゃいけないとかいうことも含めてですね。だから9月くらいまで待たって十分いいんじゃないかと、こういう考え方ですから、その辺のところも御理解をいただきまして、ぜひ修正案に賛成をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委員長（副委員長）** ほかに。





した。その内容について本日説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**企画課長** 今お手元のほうへ配付させていただきました資料に沿って御報告申し上げます。2番の1番につきましては、今部長のほうから説明があったとおりでございます。2番の内容のほうでございますが、別冊をお配りさせていただきましたが、資料のほうをごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、既に御存じの委員さんも多くおいでかと思いますが、旧人材育成エリアの御案内をさせていただく時に取りそろえさせていただいた資料でございます。その資料を、今回のお話がありましたことに伴いまして、表紙をこういった形でメガソーラーの建設候補地と言ったようなことで県のほうへ情報提供をさせていただいたものであります。したがって、資料の中身につきましては、ここで省略させていただきますが、また機会がありました時に人材育成エリアにつきましては御案内申し上げたいと思います。

表紙のほうと言うんですか、おもてのほうへ帰っていただきまして、3番の経過について申し上げます。経過につきましては平成23年5月25日、既に新聞等で発表になっておりますが、県とソフトバンクグループほかで、自然エネルギー協議会が設立になったという発表がございました。これにつきましては、今月中にその設立というようなことを予定をされているようでございます。そのお話を受けまして5月31日ですが、市、企画課は、私が県庁のほうへ赴きまして、生活環境課の職員と一緒に訪問し県の取り組みについて説明を受け、同時に旧人材育成エリアについて情報提供をしてまいったところでありまして、6月1日になりまして、市長が知事と一緒に席がありましたので、そちらで市長のほうから口頭で同様なお話をさせていただいたという経過でございます。6月6日になりまして、県が市町村との協働による自然エネルギー推進研究会の設置について、これは本会議のほうでも部長のほうから話もありましたが、6月20日までの回答をするというようなことで県下市町村のほうへ現在調査が照会されているところであります。

4番の今後の対応であります。県のこの調査の取りまとまった後を受けまして、県の市町村との協働による自然エネルギー推進研究会に参加いたしまして、情報あるいは意見を申し上げる場があれば、そういったところで申し上げながら情報交換を行っていききたいと、こんなふうに考えているところでありますので、御報告申し上げます。以上であります。

**委員長** 委員の皆さんから何かどうしても言っておきたい質問、ありましたらどうぞ。

**牧野直樹委員** 確か本会議の代表質問でやらせていただいて、うちの金子のほうから関連質問で人材育成エリアの件を出したとおり、その時の回答というか返答が、検討するか何とかというようなそういう返答だったんですが、次の日に新聞に大きく人材エリアということで発表になった。これはどういうことなのか、御説明をね、お願いします。

**協働企画部長** 御答弁で私のほうからさせていただいたものでありますので、私のほうからお答えいたします。あの人材育成エリアにつきまして関連質問をいただきましたけれども、あの利活用につきまして、こういったソーラー発電、当然、これに限定したものではありません。面積的には18ヘクタールあるというような状況の中で、こういったものにつきましても選択肢の一つとして研究していきたいという、その旨御答弁申し上げました。そのとおりであります。

**牧野直樹委員** 受け取る側としては、質問したにもかかわらず研究をしていきたいというのが、なぜ翌日の新聞にあたかもそんなっていう。これを見ててもそういうことで、一応情報提供はしてあるくらいの答弁があった

って、この時にはもう6月9日だったかな、その時には、こういうことでやって、そういう行動を起こしているんで、別に本会議でそういうことを話していただいても差し支えない問題と思いますがいかがでしょうか。

**委員長** 答弁をお願いします。

**協働企画部長** あくまでも先ほど言いましたとおりに、利用方法の一つの方向性を探っている段階でございますので、まだ本会議の段階でこれに限定を含めましたような言い方は避けますというところであります。

**牧野直樹委員** いろいろ理屈を聞いてもしょうがないんで、これからの方向として、質問にはわかっている範囲というか、確かにそういう行動があったらその旨をはっきり言ったって別にどうもない問題だよ、これは、と思います。非常に私も会派として憤慨して、その日はお酒をたくさん飲んでしまいましたんで、これからそういうことのないようによろしくお願ひしたいと思います。

**副市長** 答弁につきまして言葉足らずの点がありましたことおわびを申し上げます。今後、できるだけ開示できる情報を議会と御一緒に研究をしてみたいと思います。そんなことでよろしくお願ひいたします。

**委員長** 牧野委員、よろしいですか。

**牧野直樹委員** 今の言葉ですっきりしましたので。

**委員長** ほかに。

**丸山寿子委員** 済みません、ちょっとこのメガソーラーの件に特化してないんですけど、県の市町村との協働による自然エネルギー推進研究会に参加し、とありますが、自然エネルギーのほうの担当は生活環境のほうもあるわけですけど、両方の部署で参加して動向を見ていくのか、1カ所だけでいくのか、ちょっとその辺、どんな計画でいるのですか。

**企画課長** 現在、そういったことも県の調査の項目に入っておりまして、考え方としましては自然エネルギーの活用をどのように進めていくかというお話なものですから、担当は環境事業部のほうでやって、用地とか土地利用のあり方につきましては、企画のほうでやってまいるという考え方で整理させていただきました。

**委員長** よろしいですか。

**柴田博委員** 最後から2枚目についている図面ですけれども、これを見てメガソーラー建設候補地って書いてある部分については、上の公園になっている部分を除いて、県のほうには、今ある樹木は全部伐採してメガソーラーの発電所になりますよ、なるんじゃないですかって、そういう話をしてきたと、そういうことでいいですか。

**企画課長** 全くの情報提供でありまして、そういった具体的なお話というのは一切ございませんでした。我々が情報提供したこのSNRの用地が、その用地に決まるかどうかということも全く白紙なものですから、多分情報提供でいいんだと。

**柴田博委員** 現況はちゃんとした樹木が全部あって、ただ更地になっているところじゃないわけで、その辺は向こうにはわかってもらっているわけですね。

**企画課長** 現在の状況のマレットゴルフで使われているというお話と合わせてそういったようなお話も提供してきたところであります。

**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** よろしいですか。では、説明を受けたということで次に進みます。

**副市長** 追加で、このメガソーラーつきましてはですね、このS N Rの用地だけではなくて、ほかに市内に適当な用地があればですね、当然俎上に上げて検討をしてみたいというふうに思っておりますので、そんな御認識をお願いをしたいと思います。

**委員長** 私からもついでに申し上げますけれども、何も相手はソフトバンクだけじゃなくてね、いろいろあるわけですから常にアンテナを高く張って、それで塩尻市だけに必ずしもこだわらなくても、とにかく全国競争に勝たなきゃいけないわけだから、そういう意識でやっていただきたいと思います。それでは、この件はよろしいですね。次へ進みます。

## その他2 平成23年度地方税法改正法案に係る法的手当て

**委員長** もう1件、資料の中に平成23年度地方税法改正法案に係る法的手当てというのがありますが、それを議題にいたします。説明を求めます。

**税務課長** 私のほうからはお手元の資料の関係、平成23年度の税制の改正にかかわります案件について、当委員会のほうへ御報告申し上げます。お手元の文書、6月10日づけの事務連絡、総務省が発した文書でございますが、文書の一番下に記述がございますとおり、こういった経過、流れについて各議会のほうへも情報提供をということで、本市、6月13日の月曜日及び14日に届きましたので急遽お時間を割いていただいた経過でございます。

中身でございますが、6月10日づけをもちまして衆議院において審議中でございました地方税法等の一部を改正する法律案、このうちで1つは津波法案によりまして、この3月末が期限であったものを暫時3カ月延長いたしました。2行目でございます税負担軽減措置等、これらを初めといたしまして同法案の一部について、法案の中から削除する修正をいたしまして、文書の中断のカギ括弧がございまして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案という新たな法律案を組み立てまして、6月10日づけで国会へ提出がされたところでございます。

その内容については裏面をごらんいただきたいと思うんですが、まず左側にございますのが地方税法の改正の概要でございます。今回3段あるうちのですね、一番上の破線の部分のグループ、それから2つ目の中の同じく破線で切ってございます1行の部分、この2つについてはいわゆる旧法案の中に残したままで、それ以外の実線の部分について、右下にございます別途新たな法律案という形で提出がされました。直近の情報では6月14日になりますが、衆議院の総務委員会において、この新たな法案の趣旨説明が行われまして、今後の予定としては6月16日に再度総務委員会が開催予定というふうに伺っております。国会議会の会期については、報道等延長の論議等もされておりますが、まだ正式には決定しておりませんし、現時点では6月22日が最終日。先ほど申し上げたとおり暫定的に3カ月延長した部分も、この6月の末をもって切れると。その中身も新たな法案の中には入っているということを考えますと、可能性としてでございますけれども、6月中には国会を通過して法案が成立、可決するという見込みでございます。そうなった場合でございますけれども、新たな法案の中身の中で緊急性を要するものやあるいは施行期日等の関係の中で、市議会の9月定例議会の付議が間に合わないものも生じてくる可能性がございます。その際には専決という形を考えておりますので、御承知をいただきたいという内容でございます。以上です。

**委員長** 委員より質問、御意見ありましたら。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

**委員長** では、説明を受けたということで処理したいと思います。

事務局、ほかに何かあります。これで全部ですか。

**議会事務局次長** 以上です。

**委員長** それでは何か。

#### 閉会中の継続審査申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査につきましてお願いをいたします。協働企画部、市民環境事業部、総務部ともに重要案件を抱えておりますので、協議会等をお願いすることもございますのでよろしくお願いをいたします。

**委員長** ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し入れをしておきます。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告及び意見書の案文につきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども委員の皆様にはいずれちょっとお見せたいと思いますけれども、委員長に基本的には御一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

#### 理事者あいさつ

**委員長** 理事者からあいさつがあればお願いいたします。

**副市長** お忙しいところ慎重審議、審査をいただきましてありがとうございます。審査の中でいただいた御意見につきましては、今後行政の運営の中で十分生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

**委員長** 以上で6月定例会総務環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時39分 閉会

平成23年6月15日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印